

「港湾を兵站基地にするな！憲法改悪・軍事費と軍備増強に反対する」

特別決議

2022年2月24日、ロシアはウクライナ侵略を開始した。その侵略に乗じて、岸田政権の軍備拡張の政治によって港湾は文字通り兵站基地化されようとしている。改定された安保3文書の一つである防衛整備計画では、「自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾の公共インフラ整備や機能を強化する」、「平素から地方公共団体、企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深める取り組みを進める」、「既存の空港・港湾などを運用基盤として使用するための必要な措置を講ずる」としている。

戦争になれば、港湾労働者の職場は、「いの一番に標的になる」との事実は、連日報道されるウクライナの惨状がそれを示している。したがって、憲法9条改悪・軍事費増強などいかなる戦争への企てにも反対し、そのために、我々は毎月2回の宣伝行動をはじめ、一致点に基づく諸行動に取り組んでいる。

23年6月に防衛省・自衛隊は、石垣港に地対空誘導弾パトリオット(PAC3)を配備した。港湾の兵站基地化の典型例であり、現地では、組合員の安全確保のために「自宅待機体制」で対応することとし、事業者もこれを承認して、「職場の安全の問題」として事態の認識を共有している。23春闘議事録確認で「平和を希求する思いは同じ」と明記した。これは、港湾の平和利用、兵站基地にしないことが「職場と労働者の安全を守る」視点から、極めて重要であることを確認したものである。この立場から、日港協・国土交通省に、PAC3を職場から撤収するよう緊急申入れを行った。現在(6月28日)は、その協議に向けて調整中であるが、他の港であったとしても、同様に現地との密な連携のもとに「港湾を兵站基地にしない」ための機敏な対応を進めていくために以下の取り組みを行う。

1. 港湾労働者の職域の軍備強化・辺野古新基地建設に反対する取り組みを引き続き強める。
2. 港湾労働者の命と安全を守り、平和と民主主義を守り、憲法を守る要求で一致する他団体との共同行動も視野に入れた、国民的課題の運動に積極的に取り組む。
3. 全国港湾は、日本国憲法第9条の精神に則り、ロシアによる軍事侵略に対し、強く抗議するとともに、即時の終戦とロシア軍の撤退を強く求める。
4. 港湾労働者は、港湾が兵站基地となり戦争の犠牲者となることや協力者となることも拒否する固い決意を込め、重ねて戦争終結を呼びかける。

以上、決議する。

2023年9月21日